

# 第3期城陽市子ども・子育て支援事業計画

～骨子案～

令和6年（2024年）8月

城陽市

# 目次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	1
1. 計画策定の背景と目的 .....	2
2. 計画の位置づけ .....	3
3. 計画の期間 .....	4
4. 計画の策定経緯 .....	4
5. 計画の策定体制 .....	5
<b>第2章 子育て支援施策に係る統計資料について</b> .....	7
1. 人口の動向 .....	8
2. 家族や地域の状況 .....	10
3. 子育て支援サービスの提供と利用の動向 .....	12
4. 第2期城陽市子ども・子育て支援事業計画の推進状況 .....	22
<b>第3章 教育・保育等の「量の見込み」について</b> .....	33
1. 教育・保育提供区域の設定 .....	34
2. 量の見込みの算出の概要 .....	34
3. 学校教育・保育事業 .....	36
4. 地域子ども・子育て支援事業 .....	39
5. 城陽市の子ども・子育て支援をめぐる課題の整理 .....	46
<b>第4章 計画の基本的な考え方</b> .....	47
1. 基本理念 .....	48
2. 基本方針 .....	49
3. 子どもの育ちと子育てに関する理念 .....	50
<b>第5章 子ども・子育て支援関連施策の推進方策</b> .....	51
1. 学校教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容 .....	52
2. 取組の体系 .....	54

# 第1章 計画の策定にあたって

---

## 1. 計画策定の背景と目的

---

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立したことに基づき、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が開始され、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保及び地域における子ども・子育て支援の充実が図られています。

子育て世代の女性の就労、男女共同参画が進む近年では、男女が共に仕事と子育ての両立を実現し、子育てを担うことができる環境づくりが強く求められています。子育てや暮らしのあり方が多様化していく中で、子育て中の男女が働きやすい雇用・職場環境の整備、きめ細かな教育・保育サービスの提供を図ることが課題となっています。国においては、急速な出生率の低下による少子高齢化の進行、児童虐待の増加や子どもの貧困、子どものいじめや自殺の増加など、子どもを取り巻く諸問題を背景に、令和5年4月こども家庭庁が発足し、同時にこども基本法が施行されました。こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することとされています。

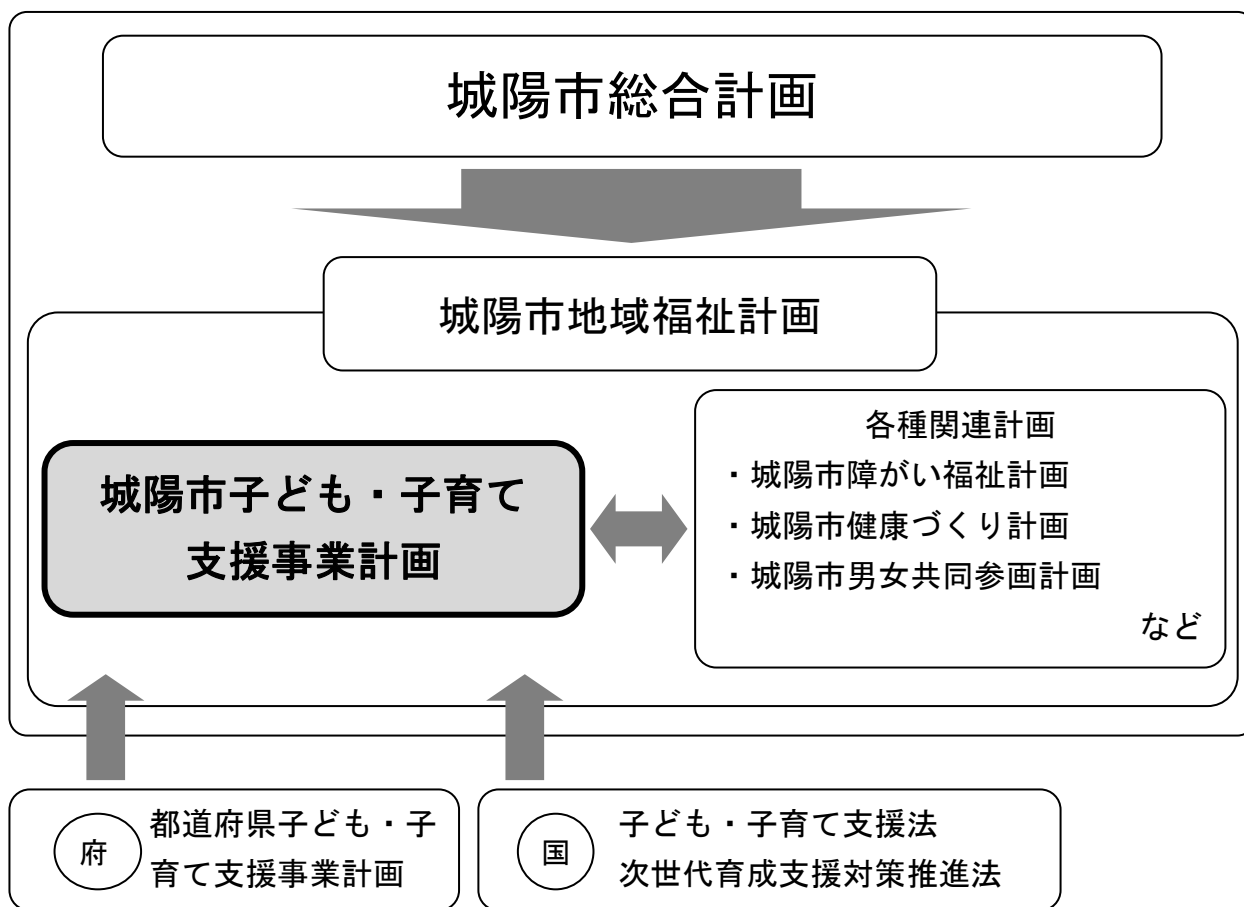
本市では、子ども・子育て支援制度のもと、子ども・子育て支援法の基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえて、令和2年3月に「第2期城陽市子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度～令和6年度）を策定し、保育所や小規模保育事業所、学童保育所などのさまざまな子育て支援の事業についての提供体制を整備してきました。今後も、市を取り巻く環境が大きく変化する状況においても、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざし、一人一人の子どもが健やかに成長できるような魅力あるまちづくりを実現していくことが重要です。

このたび、上記の現状・課題を踏まえるとともに、前期計画が計画期間の終了を迎えることから、引き続き本市における子育て支援を計画的に推進していくため、新たに令和7年度から令和11年度を計画期間とする「第3期城陽市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

## 2. 計画の位置づけ

- 本計画は、「子ども・子育て支援法」に基づく法定計画です。市町村は、「子ども・子育て支援法」の第 61 条第 1 項において「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めることとされており、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業に総合的かつ計画的に取り組むことが求められています。
- 本計画は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備を図るため、平成 15 年に制定された「次世代育成支援対策推進法」の考えを継承します。
- 本計画は、「城陽市総合計画」を上位計画としています。また、本市の福祉施策の方向性を定めた「城陽市地域福祉計画」を踏まえ、各種関連計画との整合性を図ります。

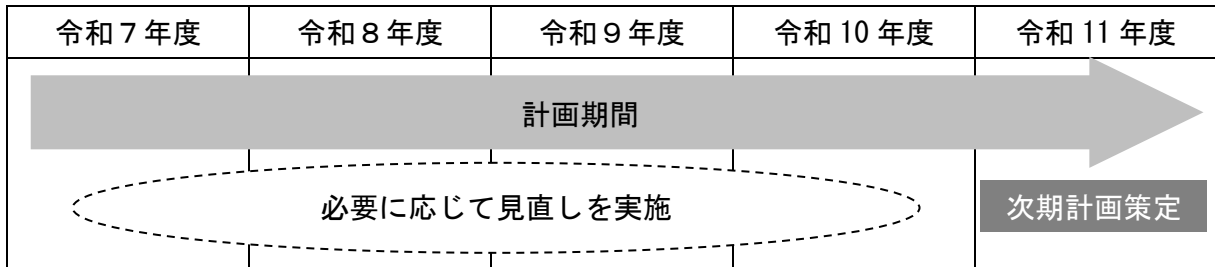
図表 計画の位置づけ



### 3. 計画の期間

本計画は、令和7年度～令和11年度の5年間を計画期間としています。なお、計画の進捗状況を管理し、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを行います。

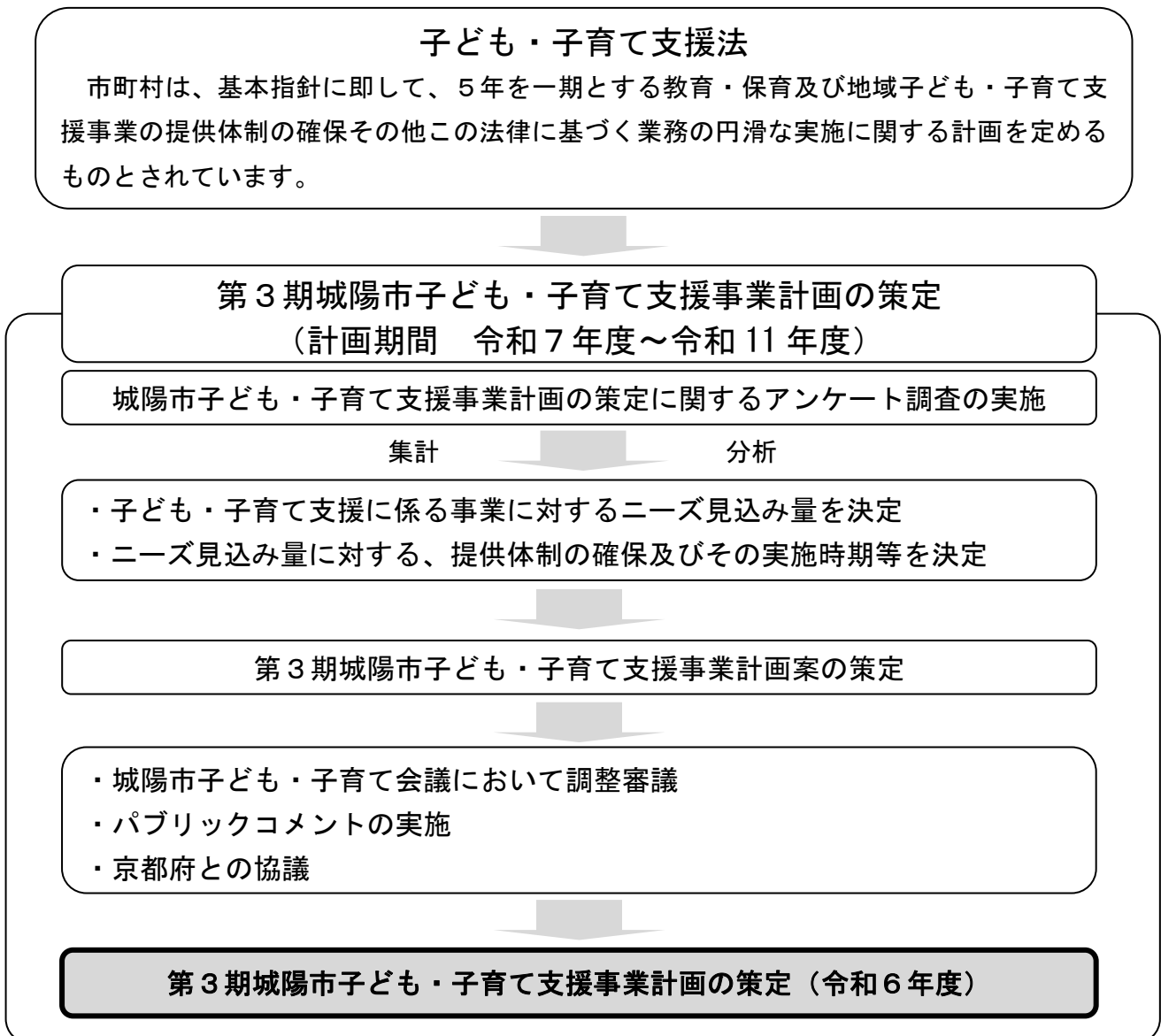
図表 計画の期間



### 4. 計画の策定経緯

本計画の策定経緯は以下の通りとなっています。

図表 計画の策定経緯



## 5. 計画の策定体制

---

### (1) 城陽市子ども・子育て会議

本計画の策定にあたって、「城陽市子ども・子育て会議条例」により、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業の従事者、子どもの保護者、公募による市民及び使用者並びに労働者の代表からなる城陽市子ども・子育て会議を開催し、子ども・子育てに関する施策について調整審議を行います。

### (2) 第3期城陽市子ども・子育て支援事業計画策定に関するアンケート調査

本計画の策定にあたって、計画策定の基礎資料を得ることを目的にアンケート調査を実施しました。

#### ①調査時期

令和6年2月28日～3月22日

#### ②調査方法

郵送による配布・回収およびインターネットからの回答

#### ③調査対象

##### ア. 就学前児童

市内在住の就学前児童各クラス年齢250人ずつ無作為抽出

##### イ. 小学1～6年生

市内在住の小学生各学年250人ずつ無作為抽出

#### ④回収数・配布数・回収率

##### ア. 就学前児童

569件（配布数1,500件、回収率37.9%）

##### イ. 小学1～6年生

562件（配布数1,500件、回収率37.5%）

### (3) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたって、市民に計画策定に関する情報を広く提供するとともに、市民の意見を幅広く聴取し、計画に反映させることを目的として、令和7年1月頃にパブリックコメントを実施予定です。





## 第2章 子育て支援施策に係る統計資料について

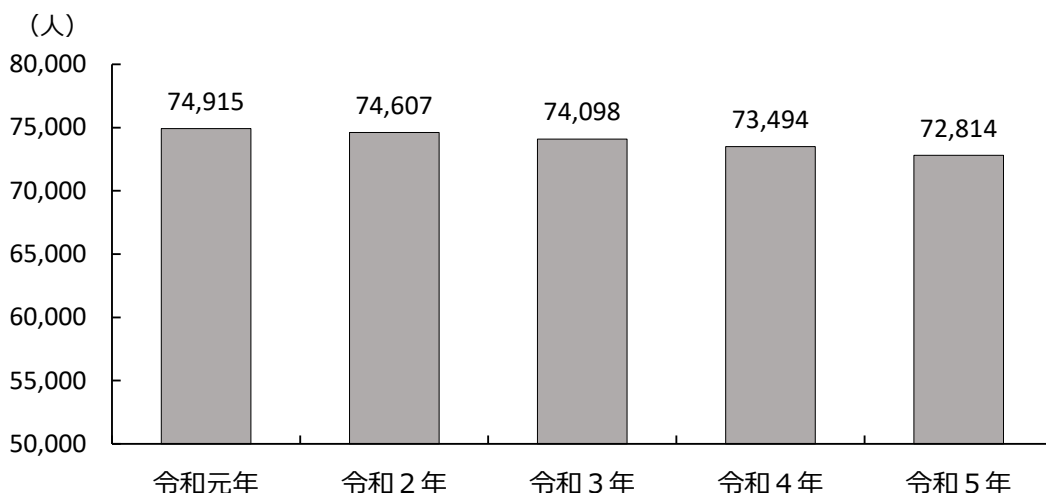
---

# 1. 人口の動向

## (1) 総人口の推移

本市の総人口は年々減少しており、令和5年は令和元年(74,915人)から2,101人減少し72,814人となっています。

図表 総人口の推移

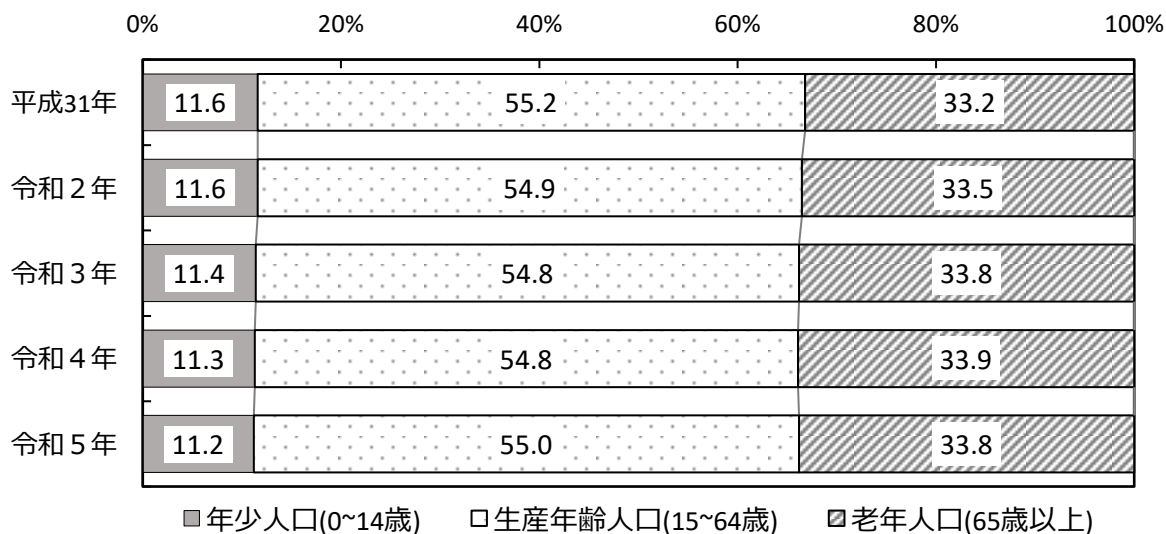


※各年10月1日現在

資料：市民課

年齢3区分別の構成比をみると、年少人口(0~14歳)の割合と生産年齢人口(15~64歳)の割合は減少している一方で、老年人口(65歳以上)の割合は増加していましたが、令和5年には、生産年齢人口の割合が増加し、老年人口の割合が減少に転じました。年少人口の割合は11%台で推移しています。

図表 年齢3区分別の構成比の推移



■年少人口(0~14歳) □生産年齢人口(15~64歳) ▨老年人口(65歳以上)

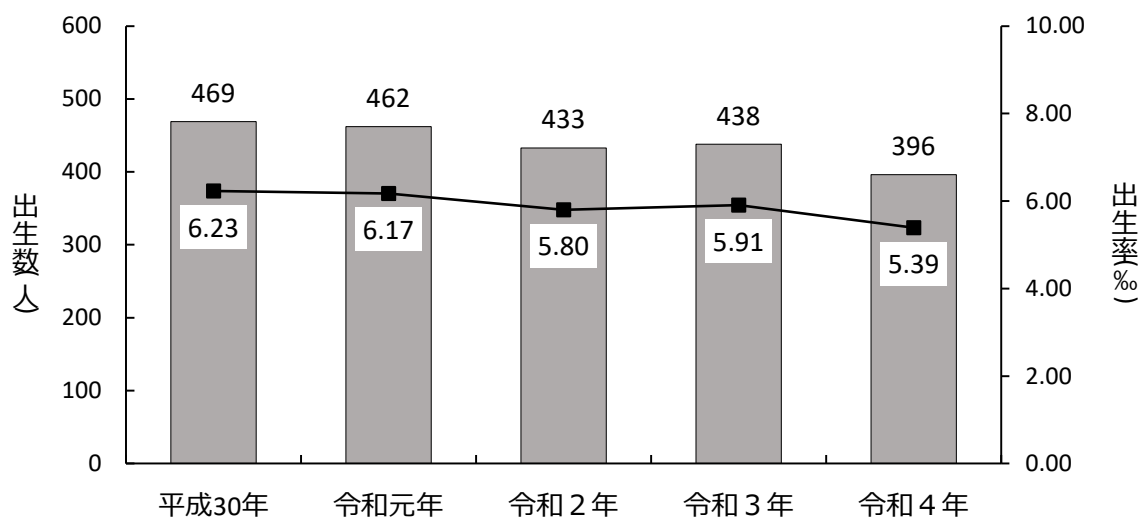
※各年4月1日現在

資料：市民課

## (2) 出生の動向

本市の出生数は減少傾向であり、令和3年に一旦増加しましたが、令和4年には再び減少し、396人となっています。出生率は令和2年に6%を下回り、令和3年に5.91%に上昇したものの、令和4年には5.39%となっています。

図表 出生数および出生率の推移



※出生率は人口千人あたりの出生数を示しています（出生率＝（出生数÷総人口）×1,000）  
※総人口は各年10月1日現在

資料：市民課

## 2. 家族や地域の状況

### (1) 世帯の動向

本市の総世帯数はおおむね増加傾向にあり、令和2年は平成12年（28,333世帯）から2,151世帯増加し30,484世帯となっています。一般世帯の構成をみると単身世帯が増加しており、平均世帯人員は減少しています。

図表 世帯数、世帯構成、平均世帯人員の推移

(単位：世帯、人)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総世帯	28,333	29,051	29,972	29,884	30,484
一般世帯	28,270	28,993	29,930	29,837	30,438
単身世帯	4,652	5,345	6,265	6,796	8,063
核家族	20,315	20,625	20,877	20,676	20,303
三世代家族	2,483	2,171	1,836	1,475	1,139
その他一般世帯	820	852	952	890	933
平均世帯人員	2.94	2.76	2.62	2.52	2.40

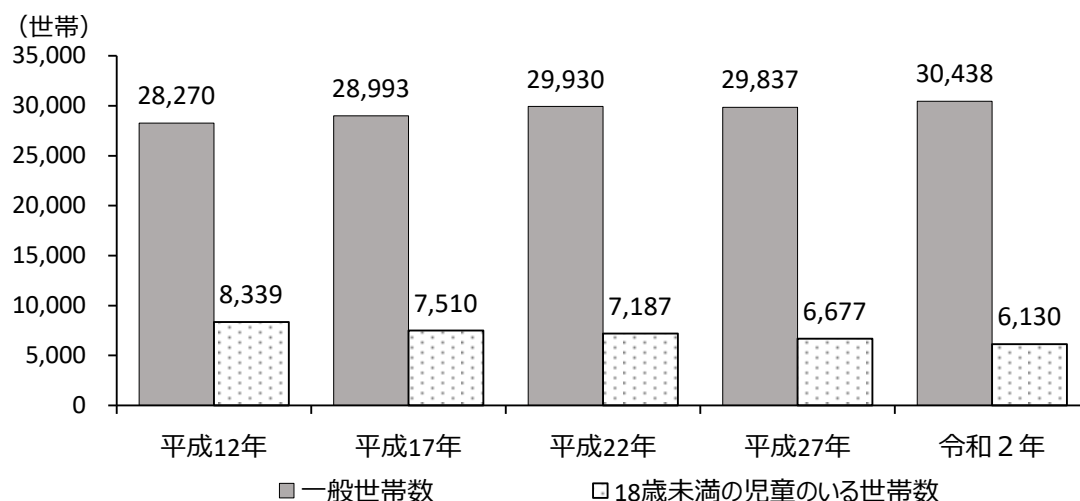
※各年10月1日現在

※総世帯数には施設等の世帯数も含まれます

資料：国勢調査

18歳未満の児童がいる世帯数は年々減少しており、令和2年は平成12年（8,339世帯）から2,209世帯減少し6,130世帯となっています。

図表 18歳未満の児童がいる世帯の推移



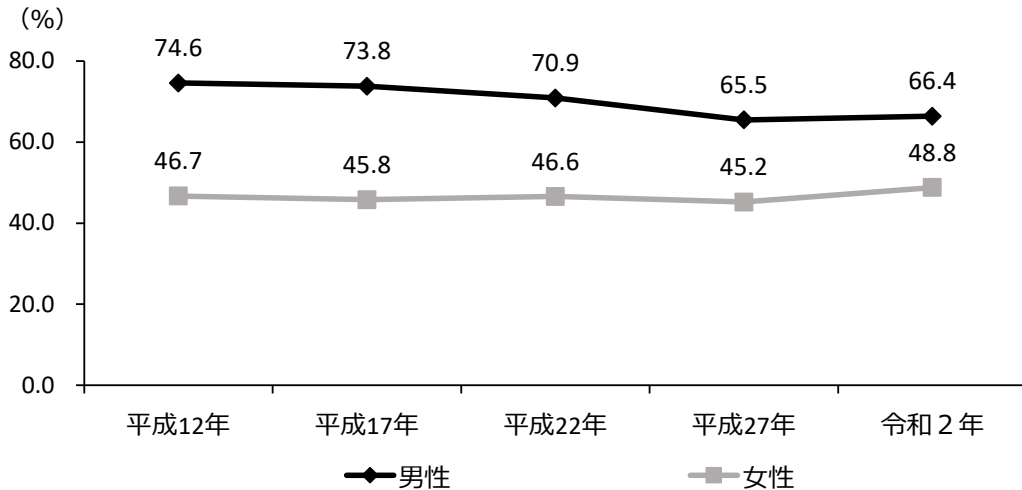
※各年10月1日現在

資料：国勢調査

## (2) 就労の動向

本市の男女別の労働力率<sup>※</sup>をみると、男性の労働力率は減少傾向にありましたが、令和2年には増加に転じています。女性の労働力率は45%から47%で推移していましたが、令和2年には増加し、48.8%となっています。

図表 男女別労働力率の推移



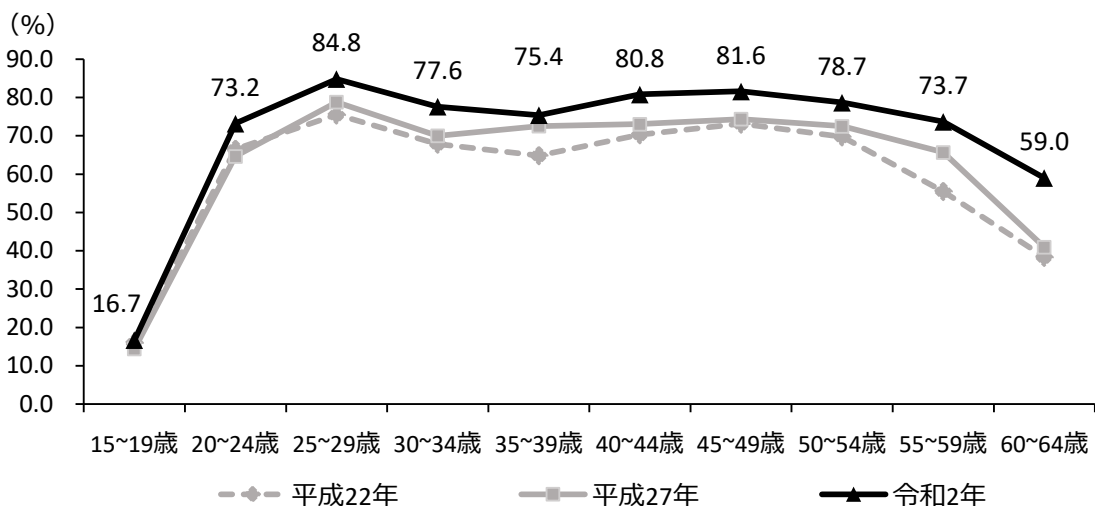
※10月1日現在

※労働力率は15歳以上人口に占める労働力人口の割合を示しています（労働力率＝（労働力人口÷15歳以上人口）×100）

資料：国勢調査

本市の女性の年齢別労働力率を経年比較でみると、労働力率は年々増加しています。また、30代の労働力率が増加しているため、就労型は平成22年に比べるとM字型からより台形に近づいています。

図表 女性の年齢別労働力率（城陽市における経年比較）



※各年10月1日現在

資料：国勢調査

### 3. 子育て支援サービスの提供と利用の動向

#### (1) 子育て支援サービスの状況

##### ① 保育所等・幼稚園の状況

本市では、市立保育所が5園、私立保育所が5園、小規模保育事業所が2園、家庭的保育事業所が1園あり、令和5年度は定員1,573人に対して、1,566人が入所しています（令和5年4月1日現在）。市立保育所の在園児童数は、令和2年度以降、年々減少しています。また、私立保育所の在園児童数は令和2年度、令和3年度に減少しましたが、令和4年度以降増加しています。

図表 保育所等の在園児童数の現状

(単位：人)

	園児数				
	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
保育所等	1,551	1,523	1,523	1,537	1,566
市立	637	645	640	631	616
久津川	147	147	151	150	155
久世	164	168	159	156	147
鴻の巣	119	123	119	117	118
今池	132	133	135	130	128
青谷	75	74	76	78	68
私立	914	878	863	877	912
せいじん	189	175	172	206	232
くぬぎ	175	168	167	157	158
清心	241	230	217	213	212
里の西	234	231	232	229	240
しいの木	75	74	75	72	70
小規模保育事業所	-	-	16	24	33
広野	-	-	16	10	14
第二里の西	-	-	-	14	19
家庭的保育事業所	-	-	4	5	5
にこにこ	-	-	4	5	5

※各年度4月1日現在

資料：子育て支援課

本市では、市立幼稚園が1園、私立幼稚園が6園あり、令和5年度は定員1,705人に対して、617人が入園しています。幼稚園の在園児童数は市立は横ばい傾向、私立は令和3年度以降、減少傾向で推移しています。

図表 幼稚園の在園児童数の現状

(単位：人)

	園児数				
	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
幼稚園	755	761	773	698	617
市立	41	32	35	31	38
富野	41	32	35	31	38
私立	714	729	738	667	579
青谷聖家族	118	112	94	88	68
京都文教短期大学 附属家政城陽	122	112	141	121	113
佐伯	231	276	278	265	215
白鳥	102	88	77	69	58
平川	63	62	67	59	56
芽生え	78	79	81	65	69

※各年度5月1日現在（市外からの通園者を含みます）

資料：学校教育課

保育所等・幼稚園それぞれの在園児童数の年齢別内訳は以下の通りとなっています。保育所等では、0歳児～2歳児の児童が約4割を占めています。

図表 在園児童数の年齢別内訳

(単位：人)

	園児数						
	合計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
保育所等	1,566	76	288	291	313	290	308
市立	616	26	116	107	119	127	121
久津川	155	9	30	27	29	30	30
久世	147	6	25	29	30	27	30
鴻の巣	118	3	24	16	23	26	26
今池	128	6	24	24	26	24	24
青谷	68	2	13	11	11	20	11
私立	912	47	151	170	194	163	187
せいじん	232	14	40	42	53	35	48
くぬぎ	158	6	29	31	29	30	33
清心	212	6	34	41	45	41	45
里の西	240	17	36	45	52	44	46
しいの木	70	4	12	11	15	13	15
小規模保育事業所	33	2	20	11	-	-	-
広野	14	1	6	7	-	-	-
第二里の西	19	1	14	4	-	-	-
家庭的保育事業所	5	1	1	3	-	-	-
にこにこ	5	1	1	3	-	-	-
幼稚園	617	-	-	-	183	183	251
市立	38	-	-	-	12	11	15
富野	38	-	-	-	12	11	15
私立	579	-	-	-	171	172	236
青谷聖家族	68	-	-	-	20	21	27
京都文教短期大学附属 家政城陽	113	-	-	-	26	35	52
佐伯	215	-	-	-	59	78	78
白鳥	58	-	-	-	19	14	25
平川	56	-	-	-	19	12	25
芽生え	69	-	-	-	28	12	29

※保育所等は令和5年4月1日現在、幼稚園は令和5年5月1日現在

資料：子育て支援課、学校教育課

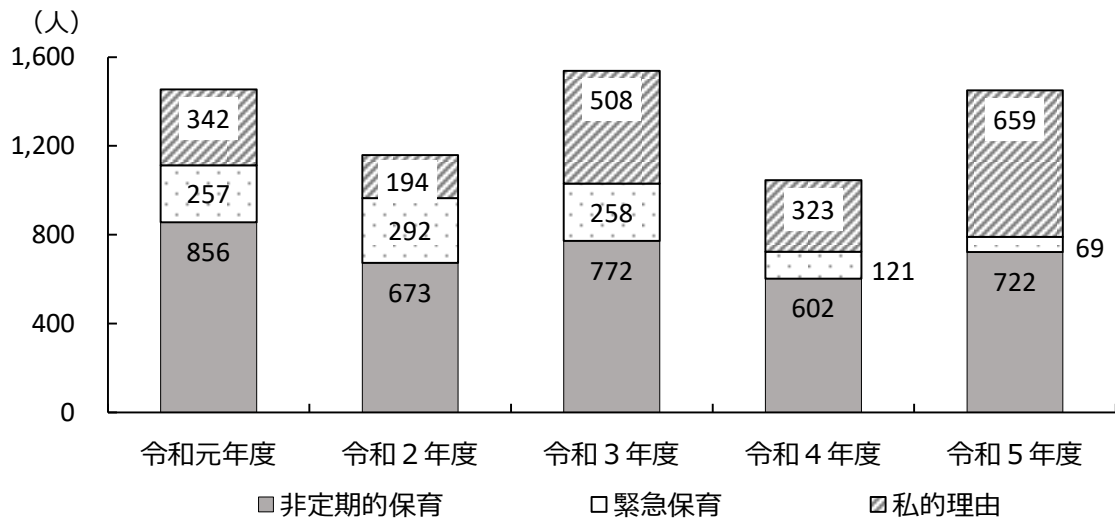


## ②その他の保育サービスの利用の推移

### ア. 一時保育事業

市内3か所の保育所（せいじん、里の西、しいの木）において一時保育を実施しています。利用の理由別にみると、「非定期的保育」は増減を繰り返していますが、令和元年度から令和5年度にかけて減少しており、令和5年度は722件となっています。また、「私的理由」による利用は令和2年度には194件に減少しましたが増加傾向にあり、令和5年度は659件となっています。

図表 一時保育の利用の推移

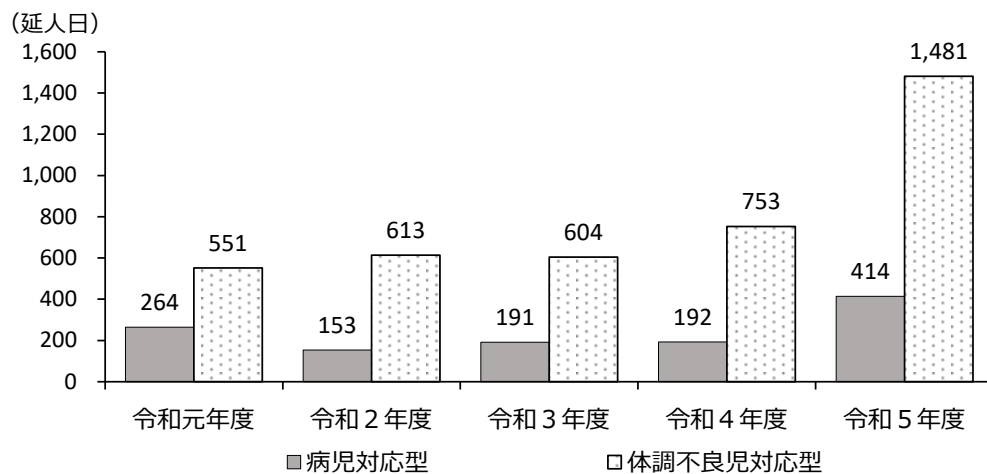


資料：子育て支援課

### イ. 病児・病後児保育事業

京都きづ川病院あゆみ保育園内「そよかぜルーム」、里の西保育園、せいじん保育園において病児・病後児保育を実施しています。「病児対応型」は令和2年度に減少していますが、その後増加し、令和5年度には414件となっています。「体調不良児対応型」は増加傾向で推移し、令和5年度にはせいじん保育園での事業開始により1,481件と大幅に増加しています。

図表 病児・病後児保育の利用の推移



※令和5年度より、せいじん保育園において新たに事業開始

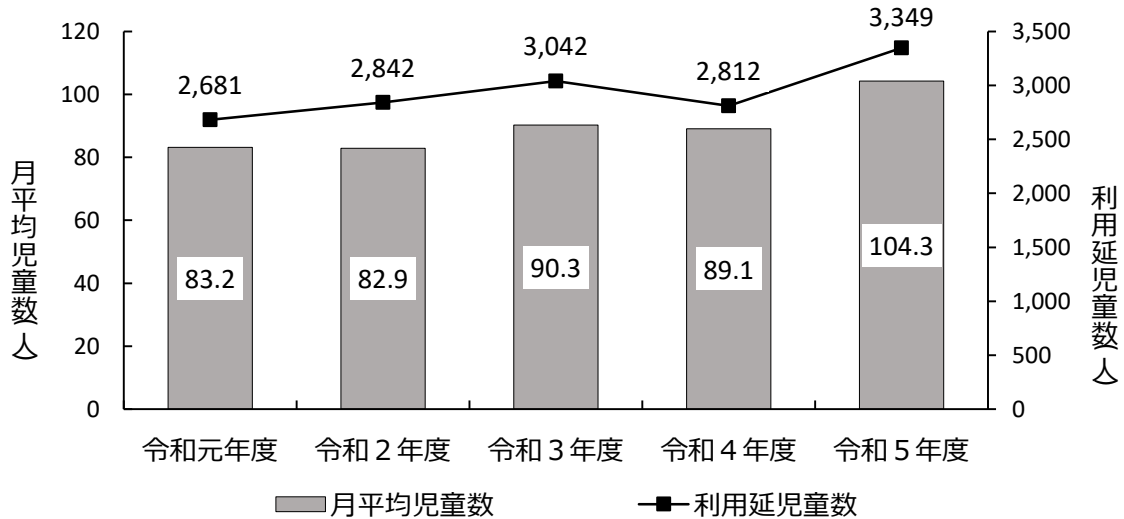
資料：子育て支援課

### ③要支援児童・特別支援教育の状況

#### ア. 心身障がい児通園施設ふたば園

心身障がい児通園施設として、ふたば園を設置しています。ふたば園の利用の推移をみると、月平均児童数はおおむね増加傾向で推移しており、令和5年度は104.3人となっています。また、延利用人数もおおむね増加傾向にあり、令和5年度は令和元年度（2,681人）から668人増加した3,349人となっています。

図表 ふたば園の利用の推移

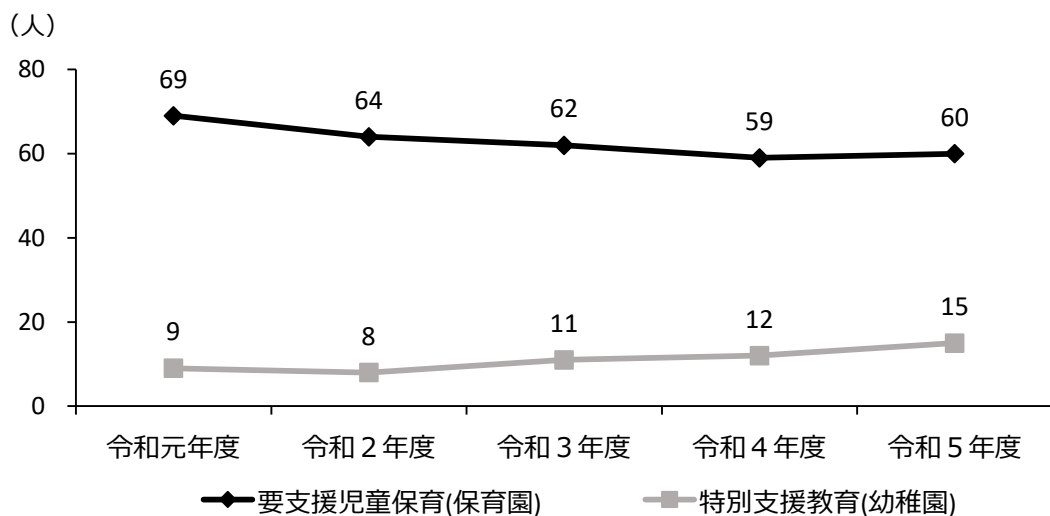


資料：子育て支援課

#### イ. 要支援児童保育、特別支援教育

市立・私立の保育所において要支援児童保育を、幼稚園において特別支援教育を実施しています。特別支援教育（幼稚園）の利用は増加傾向がみられますが、要支援児童保育（保育所）は減少傾向がみられます。

図表 要支援児童保育、特別支援教育の児童数の推移



※私立幼稚園については、各園で実施しているため除いています

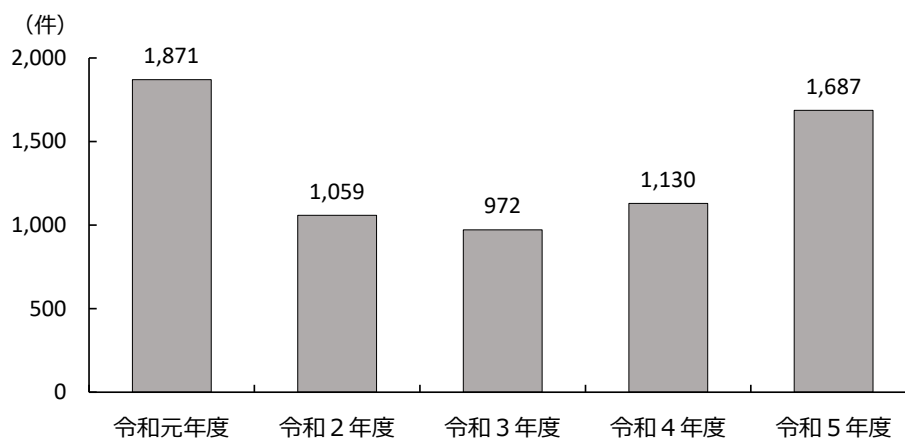
資料：子育て支援課、学校教育課

#### ④地域における子育て支援の状況

##### ア. 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

ファミリー・サポート・センターの利用件数の推移をみると、令和2年度に利用数が大幅に減少し、令和3年度には1,000件を下回りました。令和4年度以降増加し、令和5年度は1,687件となっています。

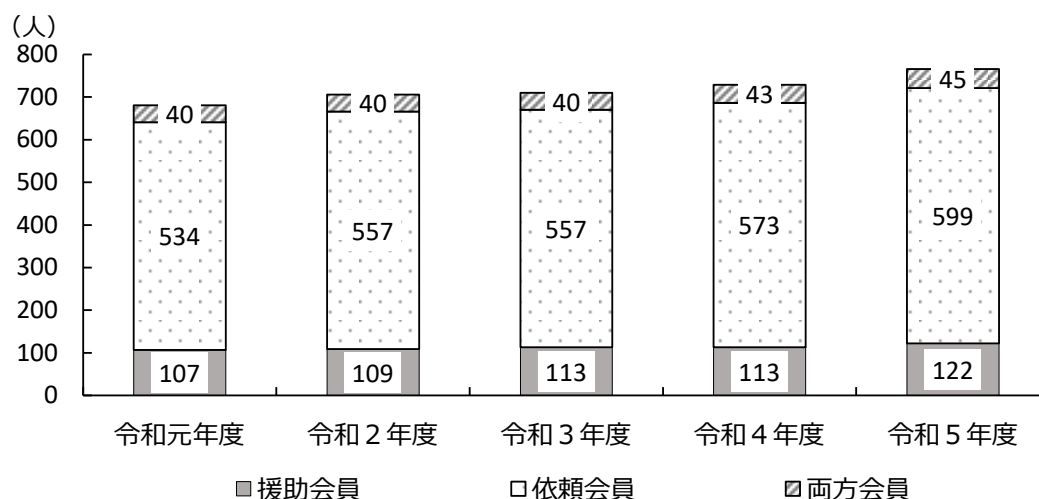
図表 ファミリー・サポート・センターの利用件数の推移



資料：子育て支援課

ファミリー・サポート・センターの会員数の推移をみると、「依頼会員」（サポートを受けたい方）は増加傾向で推移しており、援助会員（サポートを行いたい方）についてもゆるやかな増加傾向で推移しています。

図表 ファミリー・サポート・センターの会員数の推移

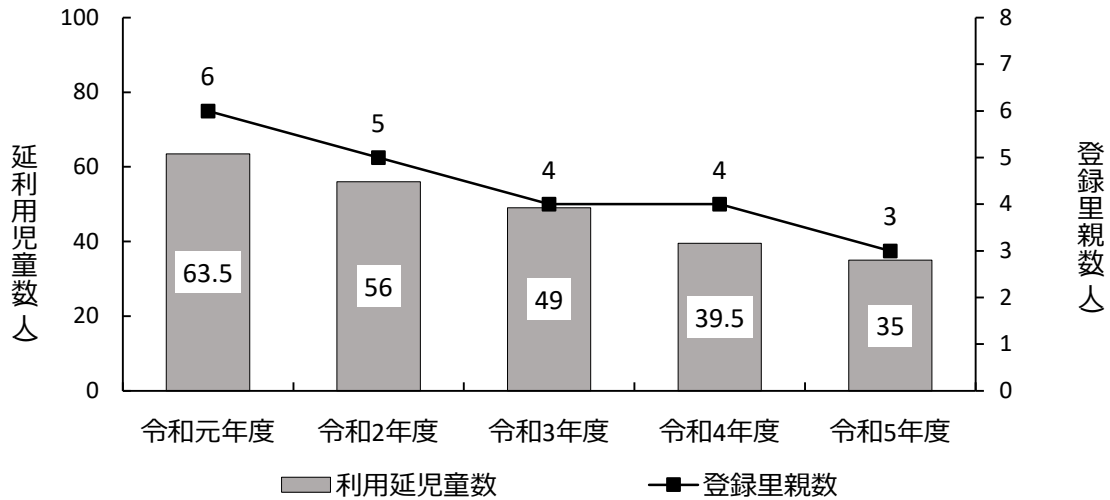


資料：子育て支援課

## イ. 昼間里親

昼間里親の利用の推移をみると、延利用児童数は年々減少し、令和5年度には35人となっています。登録里親数も減少しており、令和5年度は3人となっています。

図表 昼間里親の利用の推移



※毎月15日以降の利用の場合は0.5人として数えています

資料：子育て支援課

## ウ. 地域子育て支援センター

地域子育て支援センター「ひなたぼっこ」への相談件数の推移をみると、令和2年度に大幅に減少しましたがその後増加しており、令和5年度には1,474件となっています。相談内容をみると、「基本生活習慣」や「発育・発達」が多くなっています。

図表 地域子育て支援センターへの相談件数の推移

(単位：件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数	1,024	765	1,190	1,417	1,474
基本生活習慣	252	159	261	269	275
発育・発達	188	185	290	290	254
医学的問題	31	24	66	77	52
生活環境	16	4	19	18	9
育児方法	73	53	46	53	39
その他	464	340	508	710	845

資料：子育て支援課

## エ. 家庭児童相談室

家庭児童相談室への相談件数の推移をみると、令和2年度に大幅に減少しましたがその後増加しており、令和5年度には4,231件となっています。相談内容をみると、各年度「養護相談」が最も多く、増加傾向がみられます。

図表 家庭児童相談室への相談件数の推移

(単位：件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数	2,135	1,604	1,750	3,756	4,231
養護相談	1,865	1,496	1,608	3,528	3,921
保健相談	0	0	0	0	0
障がい相談	1	0	4	0	3
非行相談	0	0	0	0	1
育成相談	19	4	6	62	55
その他	250	104	132	166	251

資料：子育て支援課

## ⑤学童保育の状況

学童保育の月平均登録児童数は令和2年度に減少したものの、令和3年度以降は増加しており、令和5年度は816人となっています。令和元年度と令和5年度を比べると、増加率は久世校区、寺田西校区で多くなっています。

図表 学童保育の月平均登録児童数の推移

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
月平均登録児童数	773	720	761	773	816
久津川	84	63	64	68	69
古川	36	31	33	25	26
久世	121	114	142	159	166
深谷	44	45	48	52	53
寺田	108	88	79	77	96
寺田南	79	67	69	64	84
寺田西	47	51	66	69	81
今池	62	69	70	77	73
富野	93	81	90	94	86
青谷	49	48	37	39	38
森の舎クラブ	50	63	63	49	44

資料：子育て支援課

## (2) 母子保健の状況

### ア. 健康診査

妊婦健康診査受診票発行者数は毎年度減少していましたが、令和5年度は増加し、447人となっています。各健康診査の受診状況をみると、受診率はいずれも95%以上で推移しています。

図表 健康診査の受診状況の推移

(単位：人、%)

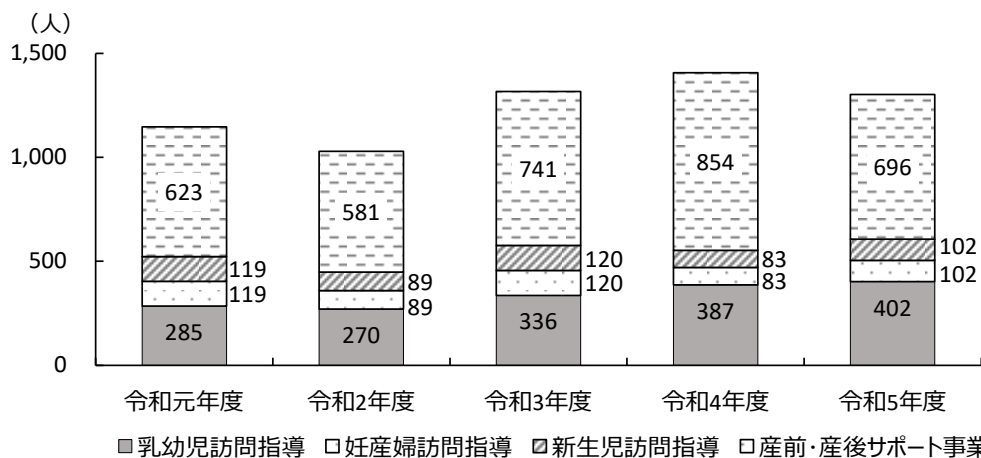
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
妊婦健康診査受診票発行者数		495	479	433	423	447	
3か月児健康診査	受診児数	414	463	442	390	378	
	受診率	97.0	97.5	99.1	97.5	97.4	
8か月児健康診査	受診児数	388	490	440	434	375	
	受診率	96.5	99.8	97.8	99.1	98.4	
1歳8か月児健康診査	一般	受診児数	441	494	457	446	448
		受診率	95.7	96.5	95.4	97.6	100.0
	歯科	受診児数	441	494	457	446	448
		受診率	95.7	96.5	95.4	97.6	100.0
3歳児健康診査	一般	受診児数	495	558	496	489	483
		受診率	97.6	95.9	95.6	99.0	98.6
	歯科	受診児数	495	558	496	488	483
		受診率	97.6	95.9	95.6	98.8	98.6

資料：健康推進課

### イ. 家庭訪問指導

家庭訪問指導の状況をみると、「乳幼児訪問指導」はおおむね増加傾向で推移しており、令和5年度には402人となっています。「産前・産後サポート事業」は令和2年度に減少し、その後増加していましたが、令和5年度に再び減少し、696人となっています。

図表 家庭訪問指導の状況の推移

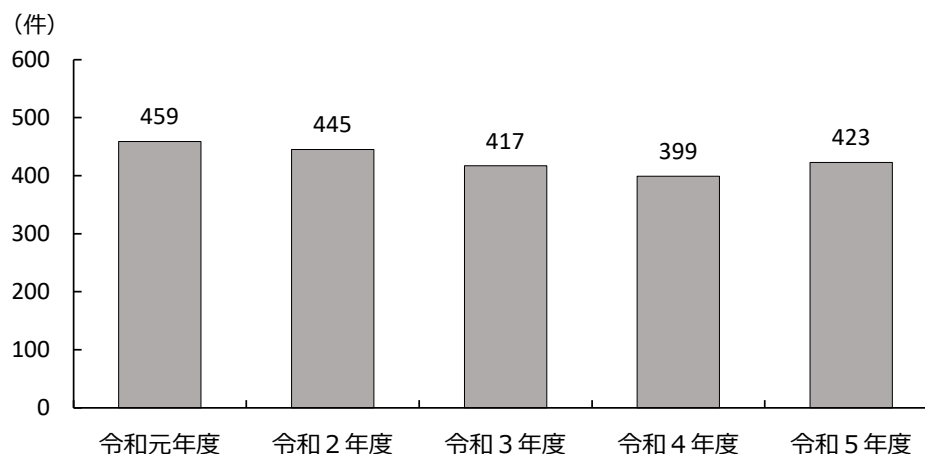


資料：健康推進課

## ウ. 母子健康手帳

母子健康手帳の発行件数は減少傾向にあり、平成4年度は400件を下回りましたが令和5年度には増加し、423件となっています。

図表 母子健康手帳の発行件数の推移



資料：健康推進課

## エ. 教室、講座等

教室、講座等の受講者数をみると、令和2年度に大幅に減少し、その後おおむね増加傾向にありますが、令和5年度の受講者数は令和元年度より減少しています。

図表 教室、講座等の受講者数の推移

(単位：回、人)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
乳幼児相談	実施回数	28	8	19	16	18
	受講者数	749	217	350	325	259
妊婦教室	実施回数	15	11	14	14	14
	受講者数	131	120	187	142	168
母子健康教室	実施回数	95	2	77	91	99
	受講者数	2,603	26	1,151	1,549	1,512
離乳食教室	実施回数	22	14	24	24	23
	受講者数	414	256	442	390	378

資料：健康推進課

## 4. 第2期城陽市子ども・子育て支援事業計画の推進状況

### (1) 就学前児童の状況

第2期計画期間中の本市の児童数をみると、0～2歳は減少傾向にあり、各年度の児童数は量の見込みよりも実績が下回っています。3～5歳も減少傾向にあり、量の見込みよりも実績が上回る年度もありますが、令和5年度は下回っています。

1号認定は減少傾向にありますが、各年度とも実績が量の見込みを大きく上回っています。2号認定（保育所及び認定こども園）はおおむね量の見込みに沿っており、計画期間中は横ばいで推移しています。3号認定の0歳は量の見込みを下回り、減少傾向がみられます。また、1～2歳はおおむね量の見込みに沿っており、計画期間中は増加傾向で推移しています。

図表 幼児期の学校教育・保育の状況

(単位：人)

			令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
児童数	0～2歳	量の見込み	1,438	1,392	1,402	1,373	1,355
		実績	1,431	1,372	1,394	1,293	1,241
	3～5歳	量の見込み	1,669	1,644	1,543	1,525	1,472
		実績	1,661	1,655	1,571	1,539	1,440
1号 認定	幼稚園及び 認定こども園	3～5歳 量の見込み	552	523	414	440	381
		3～5歳 実績	710	722	652	603	507
2号 認定	幼稚園	3～5歳 量の見込み	168	165	155	153	148
		3～5歳 実績	0	0	0	0	0
	保育所及び 認定こども園	3～5歳 量の見込み	949	956	974	932	943
		3～5歳 実績	942	917	890	915	914
3号 認定	保育所、 認定こども園、	0歳 量の見込み	106	111	113	117	120
		0歳 実績	98	110	109	82	79
	特定地域型 保育事業	1～2歳 量の見込み	560	584	591	608	594
		1～2歳 実績	539	545	576	598	587

1号認定…満3歳から小学校就学前までの学校教育のみの子ども

(例) 幼稚園、認定こども園等

2号認定…満3歳から小学校就学前までの保育の必要性の認定を受けた子ども

(例) 幼稚園、保育所、認定こども園等

3号認定…満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた子ども

(例) 保育所、認定こども園、特定地域型保育事業等



## (2) 幼児期の学校教育・保育の提供状況

### ①幼稚園、認定こども園

実績をみると、おおむね減少傾向で推移しています。計画期間中の幼稚園等における教育の提供は充足しています。

図表 幼稚園、認定こども園の状況

(単位：人)

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号
量の見込み		552	168	523	165	414	155	440	153	381	148
		720		688		569		593		529	
実績	公立幼稚園	34		38		31		38		36	
	私立幼稚園	676		684		621		565		471	
	合計	710		722		652		603		507	
実績－量の見込み		△10		34		83		10		△22	

上記表において、2号認定は、満3歳から小学校就学前までの保育の必要性の認定を受けた子どものうち、学校教育の利用希望がある子どもを表しています。

※実績は各年度5月1日現在の児童数

②保育所、認定こども園、特定地域型保育事業

2号認定の実績をみると、毎年度量の見込みを下回っており、おおむね減少傾向で推移しています。

図表 2号認定の子どもの保育所、認定こども園、特定地域型保育事業の状況

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	949	956	974	932	943
実績	942	917	890	915	914
実績－量の見込み	△7	△39	△84	△17	△29

上記表において、2号認定は、満3歳から小学校就学前までの保育の必要性の認定を受けた子どものうち、学校教育の利用希望以外の子どもを表しています。

※実績は各年度4月1日現在の児童数  
 ※認定こども園については、市外の施設利用となります

3号認定の実績をみると、0歳児、1・2歳児ともに毎年度量の見込みを下回り、0歳児においては令和3年度以降減少し、1・2歳児においては令和5年度まで増加していましたが、令和6年度に減少しています。

図表 3号認定の子どもの保育所、認定こども園、特定地域型保育事業の状況

(単位：人)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	0歳児	1・2歳児	0歳児	1・2歳児	0歳児	1・2歳児	0歳児	1・2歳児	0歳児	1・2歳児
量の見込み	106	560	111	584	113	591	117	608	120	594
実績	98	539	110	545	109	576	82	598	79	587
実績－量の見込み	△8	△21	△1	△39	△4	△15	△35	△10	△41	△7

※実績は各年度4月1日現在の児童数  
 ※認定こども園については、市外の施設利用となります

### (3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・確保の内容

地域子ども・子育て支援事業の実績は以下の通りとなっています。

図表 地域子ども・子育て支援事業の実績

		単位	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込	実績
①利用者支援事業	基本型・特定型	カ所	1	1	1	1	1	1	1	1
	母子保健型	カ所	1	1	1	1	1	1	1	1
②時間外保育事業 (延長保育事業)		人	1,107	927	1,132	894	1,150	839	1,136	946
③放課後児童健全育成事業 (学童保育)	1年生	人	268	247	276	257	278	247	252	246
	2年生	人	228	219	248	215	254	247	255	235
	3年生	人	189	182	193	164	208	171	213	201
	4年生	人	113	112	123	107	129	97	137	120
	5年生	人	51	65	51	59	56	50	58	49
	6年生	人	21	23	23	30	23	26	27	26
④子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	就学前児童	人日	1,685	967	1,685	737	1,685	876	1,685	1,393
	小学生	人日	158	92	158	235	158	254	158	294
⑤子育て短期支援事業 (ショートステイ)		人日	14	17	14	6	14	4	14	7
⑥乳児家庭全戸訪問事業		人	170	148	165	143	163	267	160	362
⑦養育支援訪問事業		人	3	3	3	2	3	1	3	1
⑧地域子育て支援拠点事業		人月	1,051	661	1,051	610	1,051	839	1,051	779
⑨一時預かり事業	一時預かり事業 (幼稚園型)	人日	29,217	18,481	28,788	22,636	27,051	24,697	26,741	24,086
	上記以外	人日	3,971	2,300	3,971	2,631	3,971	2,357	3,971	3,307
⑩病児・病後児保育事業		人日	1,202	766	1,205	795	1,157	945	1,159	1,895
⑪妊婦に対する健康診査		人	742	702	719	696	709	621	696	677
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業			実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施

## ①利用者支援事業

利用者支援事業は、量の見込みに対して過不足なく実施することができています。

図表 利用者支援事業（基本型・特定型）の実績

（単位：力所）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	1	1	1	1
実績	1	1	1	1
実績－量の見込み	0	0	0	0

図表 利用者支援事業（母子保健型）の実績

（単位：力所）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	1	1	1	1
実績	1	1	1	1
実績－量の見込み	0	0	0	0

## ②時間外保育事業（延長保育事業）

時間外保育事業（延長保育事業）は、令和2年度以降、実績が量の見込みを下回っています。

図表 時間外保育事業（延長保育事業）の実績

（単位：人（年間人数））

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	1,107	1,132	1,150	1,136
実績	927	894	839	946
実績－量の見込み	△180	△238	△311	△190

### ③放課後児童健全育成事業（学童保育）

放課後児童健全育成事業（学童保育）は、令和2年度から令和5年度にかけて実績が量の見込みを下回っていましたが、令和6年度は上回っています。また、小学1、2年生の利用はおおむね一定量を見込んでいましたが実績は増加傾向にあり、令和6年度に実績が量の見込みを上回っています。

図表 放課後児童健全育成事業（学童保育）の実績

（単位：人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1年生	268	276	278	252	256
	2年生	228	248	254	255	232
	3年生	189	193	208	213	216
	4年生	113	123	129	137	142
	5年生	51	51	56	58	63
	6年生	21	23	23	27	28
	合計	870	914	948	942	937
実績	1年生	247	257	247	246	273
	2年生	219	215	247	235	246
	3年生	182	164	171	201	203
	4年生	112	107	97	120	143
	5年生	65	59	50	49	67
	6年生	23	30	26	26	26
	合計	848	832	838	877	958
実績－量の見込み		△22	△82	△110	△65	21

※各年度4月1日現在

#### ④子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育て援助活動支援事業は、各年度実績が量の見込みを下回っていますが、令和5年度には実績が大きく増加しています。

図表 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実績

（単位：人日（年間延人数））

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	就学前児童	1,685	1,685	1,685	1,685
	小学生	158	158	158	158
	合計	1,843	1,843	1,843	1,843
実績	就学前児童	967	737	876	1,393
	小学生	92	235	254	294
	合計	1,059	972	1,130	1,687
実績－量の見込み		△784	△871	△713	△156

#### ⑤子育て短期支援事業（ショートステイ）

子育て短期支援事業は、令和2年度は実績が量の見込みを上回っていますが、令和3年度以降は下回っています。

図表 子育て短期支援事業（ショートステイ）の実績

（単位：人日（年間延人数））

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	14	14	14	14
実績	17	6	4	7
実績－量の見込み	3	△8	△10	△7

### ⑥乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、令和4年度以降、対象家庭の全数訪問を開始していることから、実績が大きく増加しています。

図表 乳児家庭全戸訪問事業の実績

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	170	165	163	160
実績	148	143	267	362
実績－量の見込み	△22	△22	104	202

### ⑦養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、令和3年度以降、実績が量の見込みを下回っています。

図表 養育支援訪問事業の実績

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	3	3	3	3
実績	3	2	1	1
実績－量の見込み	0	△1	△2	△2

### ⑧地域子育て支援拠点事業

市内には現在1か所の地域子育て支援拠点があります。地域子育て支援拠点事業は、各年度、量の見込みに対して利用者数が下回っています。

図表 地域子育て支援拠点事業の実績

(単位：人月 (月延人数))

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	1,051	1,051	1,051	1,051
実績	661	610	839	779
実績－量の見込み	△390	△441	△212	△272

⑨-1 一時預かり事業（幼稚園型を除く）等

一時預かり事業（幼稚園型を除く）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、子育て短期支援事業は、各事業を実施した合計が量の見込みを下回っていますが、その差は縮小傾向です。

図表 一時預かり事業（幼稚園型を除く）等の実績

（単位：人日（年間延人数））

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	一時預かり事業 （幼稚園型を除く）	2,114	2,114	2,114	2,114
	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）※再掲	1,843	1,843	1,843	1,843
	子育て短期支援事業 （ショートステイ）※再掲	14	14	14	14
	合計	3,971	3,971	3,971	3,971
実績	一時預かり事業 （幼稚園型を除く）	1,224	1,653	1,223	1,613
	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）※再掲	1,059	972	1,130	1,687
	子育て短期支援事業 （ショートステイ）※再掲	17	6	4	7
	合計	2,300	2,631	2,357	3,307
実績－量の見込み		△1,671	△1,340	△1,614	△664



### ⑨-2 一時預かり事業（幼稚園型）

一時預かり事業（幼稚園型）は、実績が量の見込みを下回っています。

図表 一時預かり事業（幼稚園型）の実績

（単位：人日（年間延人数））

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	①1号認定による利用	520	520	520	520
	②2号認定による利用	28,697	28,268	26,531	26,221
	合計	29,217	28,788	27,051	26,741
実績	公立幼稚園	285	870	901	1,081
	私立幼稚園	18,196	21,766	23,796	23,005
	合計	18,481	22,636	24,697	24,086
実績－量の見込み		△10,736	△6,152	△2,354	△2,655

### ⑩病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、令和2年度から令和4年度にかけて実績が量の見込みを下回っていましたが、令和5年度にはせいじん保育園での事業開始により実績が大きく増加しています。

図表 病児・病後児保育事業の実績

（単位：人日（年間延人数））

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	1,202	1,205	1,157	1,159
実績	766	795	945	1,895
実績－量の見込み	△436	△410	△212	736

### ⑪妊婦に対する健康診査

妊婦に対する健康診査は、実績が量の見込みを下回っています。

図表 妊婦に対する健康診査の実績

(単位：人(年間人数))

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	742	719	709	696
実績	702	696	621	677
実績－量の見込み	△40	△23	△88	△19

### ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

実費徴収に係る補足給付を行う事業は、計画通り実施することができています。

図表 実費徴収に係る補足給付を行う事業の実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	実施	実施	実施	実施

## 第3章 教育・保育等の「量の見込み」について

---

## 1. 教育・保育提供区域の設定

本計画では、子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項に基づき、地域の状況に応じて保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を教育・保育提供区域として定めます。

本市では現在、校区や生活圏を超えて全市的に教育・保育施設や子育て支援サービスが利用されていることや地理的条件等も踏まえ、市全体を 1 つの教育・保育提供区域として設定します。

## 2. 量の見込みの算出の概要

### (1) 量の見込みを算出する項目

「市町村子ども・子育て支援事業計画」では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（潜在的なニーズを含む）を把握し、それに対応する確保方策を定めることとされており、本計画で量の見込みを算出する項目は、教育・保育の 3 認定区分・4 項目と地域子ども・子育て支援事業の 11 事業・13 項目です。

図表 「量の見込み」を算出する項目

対象事業			
教育・保育	1号認定	満3歳から小学校就学前までの学校教育のみ子ども	
	2号認定	満3歳から小学校就学前までの保育の必要性の認定を受けた子ども（幼稚園等を希望）	
		満3歳から小学校就学前までの保育の必要性の認定を受けた子ども（保育所・認定こども園等を希望）	
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた子ども		
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業		
	時間外保育事業（延長保育事業）		
	放課後児童健全育成事業（学童保育）		
	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）		
	子育て短期支援事業（ショートステイ）		
	乳児家庭全戸訪問事業		
	養育支援訪問事業		
	地域子育て支援拠点事業		
	一時預かり事業	幼稚園型を除く	
		幼稚園型	
	病児・病後児保育事業		
	妊婦に対する健康診査		

## (2) 量の見込みの算出方法

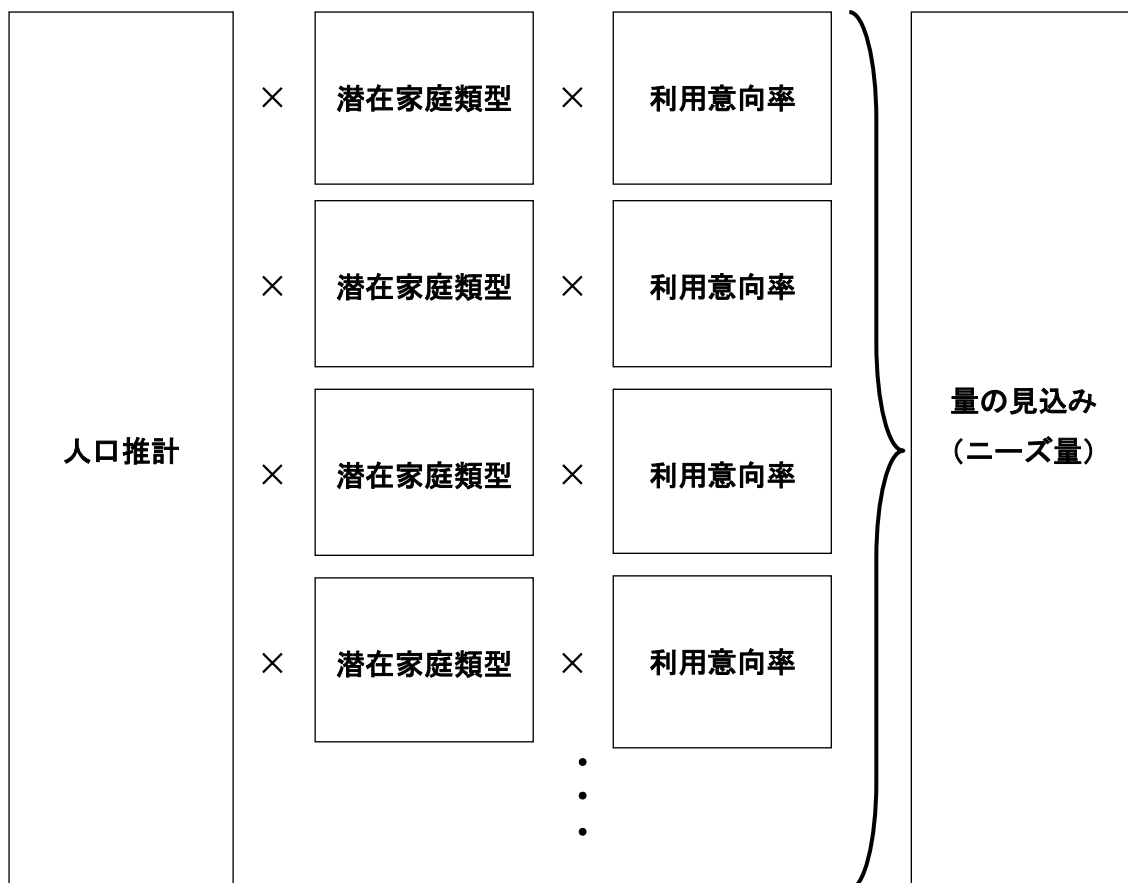
「市町村子ども・子育て支援事業計画」における「量の見込み」の算出にあたっては、国から手引き書や、推計のためのワークシートが提供されており、本市においても、原則としてワークシートに基づいて潜在家庭類型ごとにニーズ量を算出し、その合計値を量の見込みとして提示していますが、一部の事業については、過去実績や人口推計等を勘案し、量の見込みの補正をしています。

「潜在家庭類型」とは量の見込みの算出にあたり、国の手引書に基づき分類した家庭類型です。まず、父母の就労状況をもとに現在の家庭類型を定めます。次に、母親の今後の就労希望をもとに現在の家庭類型からの移動を加味したものが、「潜在家庭類型」です。

## (3) 算出手順

事業ごとのニーズ量を算出するにあたって、潜在家庭類型ごとに児童数を推計し、その潜在家庭類型別児童数に各事業の利用意向を勘案して算出されたニーズ量を合算しています。

図表 国のワークシートに基づく算出イメージ



### 3. 学校教育・保育事業

#### (1) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

本市における幼児期の学校教育・保育の量の見込みは以下のとおりとなっています。

図表 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

(単位：人)

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
推計児童数	0歳		414	412	410	411	416
	1歳		397	439	438	435	436
	2歳		401	404	447	446	441
	3～5歳		1,448	1,366	1,330	1,299	1,347
1号認定	幼稚園及び認定こども園	3～5歳					
2号認定	幼稚園	3～5歳					
	保育所及び認定こども園	3～5歳					
3号認定	保育所、認定こども園、特定地域型保育事業	0歳					
		1歳					
		2歳					

1号認定…満3歳から小学校就学前までの学校教育のみの子ども

(例) 幼稚園、認定こども園等

2号認定…満3歳から小学校就学前までの保育の必要性の認定を受けた子ども

(例) 幼稚園、保育所、認定こども園等

3号認定…満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた子ども

(例) 保育所、認定こども園、特定地域型保育事業等

**(2) 実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期**

**①幼稚園、認定こども園**

本市には市立幼稚園1園、私立幼稚園6園の7園があります。令和6年度の市立幼稚園の定員は105人、私立幼稚園の定員は1,600人で、合計1,705人です。

今後も学校教育を必要とされる児童に対し、引き続き提供体制を確保し、学校教育を実施します。

**図表 幼稚園、認定こども園の量の見込みと確保方策**

(単位：人)

		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
		1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号
			学校教育の利用希望		学校教育の利用希望		学校教育の利用希望		学校教育の利用希望		学校教育の利用希望
量の見込み											
確保方策	特定教育・保育施設(幼稚園等)										
	私立幼稚園※										

※「私立幼稚園」は、子ども・子育て支援新制度における施設型給付を受けず従来の私学助成を受ける幼稚園のことです

**②保育所、認定こども園、特定地域型保育事業**

本市には市立保育所5園、私立保育所5園、小規模保育事業所2園、家庭的保育事業所1園があり、令和6年度の市立保育所の定員は620人、私立保育所の定員は910人、小規模保育事業所の定員は38人、家庭的保育事業所の定員は5人、合計1,573人です。

図表 保育所、認定こども園、特定地域型保育事業の量の見込みと確保方策

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
確保方策					

**ア. 2号認定\*の子どもの保育所、認定こども園、特定地域型保育事業の量の見込みと確保方策**

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み						
確保方策	特定教育・保育施設 (保育所、認定こども園)					
	認可外保育施設 (企業主導型保育事業等)					

※2号認定のうち、学校教育の利用希望以外

**イ. 3号認定の子どもの保育所、認定こども園、特定地域型保育事業の量の見込みと確保方策**

(単位：人)

		令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
		0歳児	1歳児	2歳児	0歳児	1歳児	2歳児	0歳児	1歳児	2歳児	0歳児	1歳児	2歳児	0歳児	1歳児	2歳児
量の見込み																
確保方策	特定教育・保育施設 (保育所、認定こども園)															
	特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)															
	認可外保育施設 (企業主導型保育事業等)															
	市独自事業 (昼間里親保育事業)															



## 4. 地域子ども・子育て支援事業

### (1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

本市で実施している及び実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の量の見込みは以下のとおりです。

図表 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①利用者支援事業	基本型・特定型	力所					
	母子保健型	力所					
②時間外保育事業 (延長保育事業)		人					
③放課後児童 健全育成事業 (学童保育)	1年生	人					
	2年生	人					
	3年生	人					
	4年生	人					
	5年生	人					
	6年生	人					
④子育て援助活動 支援事業 (ファミリー・ サポート・ センター事業)	就学前児童	人日					
	小学生	人日					
⑤子育て短期支援事業 (ショートステイ)		人日					
⑥乳児家庭全戸訪問事業		人					
⑦養育支援訪問事業		人					
⑧地域子育て支援拠点事業		人月					
⑨一時預かり事業	一時預かり 事業 (幼稚園型)	人日					
	2号認定に よる定期的 な利用	人日					
	上記以外	人日					
⑩病児・病後児保育事業		人日					
⑪妊婦に対する健康診査		人					

## (2) 実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

### ①利用者支援事業

利用者支援事業とは、子ども・子育て支援の推進にあたって、子ども及びその保護者、または妊娠している方等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、子育て家庭の個別ニーズを把握し、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し、支援する事業のことです。

図表 利用者支援事業の量の見込みと確保方策（基本型・特定型）

（単位：か所）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
確保方策					

図表 利用者支援事業の量の見込みと確保方策（母子保健型）

（単位：か所）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
確保方策					

### ②時間外保育事業（延長保育事業）

時間外保育事業（延長保育事業）とは、保護者の就労形態の多様化や女性のさらなる社会進出に対応するため、保育時間の延長を必要とする児童に対する保育を行う事業のことです。

本市では時間外保育事業（延長保育事業）を全ての保育所等で実施しており、今後も引き続き実施します。

図表 時間外保育事業（延長保育事業）の量の見込みと確保方策

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
確保方策					

### ③放課後児童健全育成事業（学童保育）

本市では、放課後児童健全育成事業（学童保育）を、各小学校内に設置する学童保育所と社会福祉法人清仁福祉会が運営する森の舎クラブにおいて、小学1年生から6年生までの児童で、両親等が就労等のため放課後に家庭において保育を受けられない児童に対して実施しています。

図表 放課後児童健全育成事業（学童保育）の量の見込みと確保方策

（単位：人）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生					
	2年生					
	3年生					
	4年生					
	5年生					
	6年生					
	合計					
確保方策						

### ④子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

本市では、子育てのサポートを受けたい方（依頼会員）、子育てのサポートを行いたい方（援助会員）が会員となり、会員同士で育児に関する相互援助活動を行っています。今後も仕事と育児の両立を図り、お互いの信頼関係の中で、地域で安心して子育てができる環境づくりをめざします。

図表 子育て援助活動支援事業の量の見込みと確保方策

（単位：人日）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	就学前児童					
	小学生					
	合計					
確保方策						

### ⑤子育て短期支援事業（ショートステイ）

本市では、子育て中の家庭を対象に、保護者の方が入院や出張、育児疲れなどの理由で、一時的に子どもをみられなくなったとき、市が委託契約している「京都大和の家」（精華町）及び「桃山学園」（京都市伏見区）でお子さんをお預かりしています。今後も引き続き実施します。

図表 子育て短期支援事業（ショートステイ）の量の見込みと確保方策

（単位：人日）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
確保方策					

### ⑥乳児家庭全戸訪問事業

本市では、「こんにちは赤ちゃん事業」として、生後4か月までの赤ちゃんがいる家庭を訪問しています。今後も子育てに関する不安や悩みをお聞きするとともに、子育て情報の提供に努めます。

図表 乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保方策

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
確保方策	実施体制： 実施機関：				

### ⑦養育支援訪問事業

養育支援訪問事業とは、妊娠や子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、さまざまな原因で養育支援を必要とする家庭を訪問し、保健師等による具体的な養育に関する相談・指導・助言等を行い、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。

図表 養育支援訪問事業の量の見込みと確保方策

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
確保方策					

### ⑧地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業とは、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業のことで、平成 27 年度より地域子育て支援センター「ひなたぼっこ」にて実施しています。

図表 地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保方策

(単位：人月)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
確保方策					

### ⑨-1一時預かり事業（幼稚園型を除く）等

本市では、保護者が一時的・緊急的に子どもの保育ができなくなった場合の対応として、私立保育所4園で一時保育事業（せいじん、里の西、しいの木）と休日の一時保育事業（清心）を実施しています。また、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）と子育て短期支援事業（ショートステイ事業）を実施しています。今後、より一層の拡充を図り、家庭において一時的に養育が困難になった場合に利用できる制度として、さらなる充実をめざします。

図表 一時預かり事業（幼稚園型を除く）等の量の見込みと確保方策

(単位：人日)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	一時預かり事業 （幼稚園型を除く）					
	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）※ 再掲					
	子育て短期支援事業 （ショートステイ）※ 再掲					
	合計					
確保方策	一時預かり事業 （幼稚園型を除く）					
	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）					
	子育て短期支援事業 （ショートステイ）※ 再掲					
	合計					

### ⑨-2 一時預かり事業（幼稚園型）

本市では、全幼稚園で預かり保育を実施しています。今後、親の就労の多様化等に伴い、一時預かり等の事業の利用ニーズが増えることも見据え、事業内容のさらなる充実をめざします。

図表 一時預かり事業の量の見込みと確保方策

（単位：人日）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	①1号認定による利用					
	②2号認定による利用					
	合計					
確保方策						

### ⑩病児・病後児保育事業

本市では、京都きづ川病院で病児・病後児保育を実施しています。また、体調不良児対応型の病児保育をせいじん保育園と里の西保育園で実施しています。今後、病児・病後児保育事業の周知を図り、必要な方が支援を受けられるようさらなる充実をめざします。

図表 病児・病後児保育事業の量の見込みと確保方策

（単位：人日）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
確保方策					

### ⑪妊婦に対する健康診査

妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」、「検査計測」、「保健指導」を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。今後も妊婦の健康の保持、増進に向けた取組に努めます。

図表 妊婦に対する健康診査の量の見込みと確保方策

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
確保方策					

### ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

世帯所得の状況に応じて、特定教育・保育施設等に保護者が支払う費用などを助成する事業です。本市では、幼稚園で給食費として実費徴収している費用のうち副食費相当分に対する助成を実施しています。

なお、認可保育所等の副食費に対しては、年収360万円未満相当世帯に国による免除規定があり、年収360万円～640万円相当世帯の第3子以降の副食費に対しては府の補助制度があります。

### ⑬子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

児童虐待防止や育児不安を抱えているなど養育支援が特に必要な家庭を対象に、その居宅を訪問し、養育に関する助言や相談支援を行います。

また、児童虐待を防止する地域ネットワークの機能強化を図るため、行政職員やネットワーク構成員の専門性強化や連携強化を図り、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応に努めます。

【新設】

### ⑭子育て世帯訪問支援事業

### ⑮児童育成支援拠点事業

### ⑯親子関係形成支援事業

### ⑰乳児等のための支援給付事業（こども誰でも通園制度（仮称））

## 5. 城陽市の子ども・子育て支援をめぐる課題の整理

---



## 第4章 計画の基本的な考え方

---

## 1. 基本理念

本市では、平成 11 年度に策定した「城陽市子育て支援計画」において、子育て支援のテーマを次のとおり掲げてきました。「城陽市子ども・子育て支援事業計画」では、子育て家庭だけでなく、地域住民や事業所、行政など地域社会で暮らすあらゆる人々が互いに連携し、協力し合うことが求められています。次代を担う子どもたちの可能性を育み、健やかな成長や発達を支えていくために、地域が一体となって子育てに携わることが大切です。

本市では、今後も「子どもと大人が感動とよろこびを共有できるまちづくり」を基本理念に掲げ、誰もが地域の子育てに参画するまちづくりをめざします。

親にとって、子どもの成長は大きなよろこびです。

はじめてつたい歩きができたり、言葉を覚えたりするとき、親は大きな感動を覚えます。

はじめて外へ出たとき。

はじめて友だちができるとき。

はじめて自転車に乗れたとき。

はじめて遠くへいったとき。

それまでできなかったことができるようになる感動は、子ども自身のよろこびであるとともに、親のよろこびでもあります。

しかし、やがて子どもが成長した時、勉強や習い事に熱中するあまり、ともすれば子どもも大人も感動する機会が少なくなっているのではないのでしょうか。

「城陽市子育て支援計画」では、子どもと大人が、感動とよろこびを共有できるまちづくりをテーマとし、その実現に向けてすべての城陽市民がともに手を携えていくことをめざします。

また、親の手を離れ自分の足で歩きはじめた子どもにとっては、見るもの聞くものすべてが新鮮で、まちは発見や驚きや期待、いわば冒険にあふれています。

これからの子育て環境を考えた場合、感動とよろこびに満ちた子どもたちの貴重な冒険を、あたたかく見守ることのできる地域社会を築いていく必要があります。

そこで、まち全体を子どもたちの視点に立って「冒険ランド」と位置づけ、子どもたちがさまざまな冒険を通じてのびのびと育つまちづくりを宣言します。

子どもと大人が感動とよろこびを共有できるまちづくり  
じょうよう冒険ランド宣言

## 2. 基本方針

### 第2期城陽市子ども・子育て支援事業計画の基本方針

#### (1) 「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざします

子ども・子育て支援については「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要があります。その際に子どもたち一人一人の権利を保障します。

#### (2) 一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障します。

障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することをめざします。健康的な食生活を中心とした健康支援をすすめ、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障します。

#### (3) 子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をします。

子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、結婚や出産に関する希望の実現をあきらめる人々や、悩みや不安を抱えながら子育てに取り組む人々があります。また、親自身は、周囲のさまざまな支援を受けながら、実際に子育てを経験することを通じて、親として成長していくものであり、すべての子育て家庭を対象に、こうした成長していく過程を支援していくことが必要とされています。このような状況の中で、安心と喜びと誇りを持って子育てができるように子どもと子育て家庭に寄り添った支援を行います。

#### (4) 子育てについて社会全体が協働し、それぞれの役割を果たす社会をめざします。

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、子どもや保護者の幸せにつながるだけでなく、将来の城陽市の担い手を育成する重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つであるという認識が必要です。また、家庭、学校、地域、職場などの社会のあらゆる分野におけるすべての人が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たす社会をめざします。

### 3. 子どもの育ちと子育てに関する理念

---

#### (1) 子どもの育ちに関する理念

人は生まれながらにして、自然に成長していく力とともに、周囲の環境に対して自分から能動的に働きかけようとする力をもっています。発達とは、自然な心身の成長に伴い、人がこのように能動性を発揮して周囲の環境と関わり合う中で、生活に必要な能力等を獲得していく過程といえます。

このため、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や、他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得及び就学期における心身の健全な発達を通じて、一人一人がかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが可能となる環境を、地域等が一体となって整備することが、社会全体の責任であると考えます。

#### (2) 子育てに関する理念

「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を前提とし、また、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、子ども・子育てをめぐる環境の変化を踏まえ、子ども・子育て支援は進められる必要があります。

子育てとは本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みといえます。

したがって、子ども・子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではなく、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に、喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことであると考えます。

## 第5章 子ども・子育て支援関連施策の推進方策

---

## 1. 学校教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容

### (1) 認定こども園に関する基本的な考え方

本市には認定こども園はありませんが、今後認定こども園への移行を希望する園には移行支援を行います。

### (2) 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策

すべての子どもは、豊かな愛情の中で心身ともに健やかに育てられ、自ら伸びていく無限の可能性を持っています。子どもが幸せに生活し、未来を生きる力を育てるために、質の高い幼児期の学校教育・保育や地域の子育て支援が求められています。

乳幼児期の子どもの発達には、さまざまな体験を基にして環境に働きかけ、環境との相互作用を通して豊かな心情及び意欲、態度を身につけ、新たな能力を獲得していく過程です。

特に重要なことは、人との関わりであり、愛情深く思慮深い大人による保護や世話などを通して、大人と子どもの相互の関わりが十分に行われることです。

これらのことを踏まえ、支援の立場にある大人は、子どもの発達の特性や過程を理解するとともに、個人差を十分考慮し、発達及び生活の連続性に配慮した関わりが求められます。

家庭と地域のつながりが弱くなりつつある現状では、子育て家庭への施設の開放や親子の交流の場など、育児相談の場がますます必要となります。

また、発達上の課題を有する子どもや虐待を受けている子ども、経済的に厳しい状況にある家庭などへの支援が求められ、支援する大人の専門性・人間性も強く問われてきます。

質の向上のために、組織の中で定期的に教育・保育の内容を検討し、課題を把握するとともに、その改善に向けて具体的に取り組める体制づくりを推進します。

また、社会情勢を踏まえた上で、さまざまな課題に応じた研修を実施するとともに、自己研鑽しお互いに学び合い、幼児期の学校教育・保育や地域の子育て支援の充実を図ります。

### **(3) 幼児期の学校教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続（幼保小連携）の取組の推進**

幼児期は「学びの芽生え（無自覚な学び）」の時期であり、児童期は「自覚的な学び」の時期で、幼児期の教育・保育と小学校教育とでは学び方に違いがあります。子どもたちが小学校入学時に壁を感じずスムーズに小学校生活を送るために、幼稚園・保育所と小学校が、つながりを意識した接続カリキュラムの作成を図ります。

接続カリキュラムには、幼稚園・保育所が子どもたちの育ちや学びを小学校につなぐための「アプローチカリキュラム」と、小学校に入学した子どもたちがスムーズに小学校の生活や遊びに適応できるための「スタートカリキュラム」があります。接続カリキュラムは、それぞれの地域に応じた内容で作成されるため、今まで以上に幼保小連携が必要となります。

小1プロブレムの解消に向けて、幼稚園・保育所や小学校の職員が見学し合い、お互いの子どもの発達や学びの実態を知ることからつながりをつくれます。

隣接している幼稚園・保育所と小学校とは、日常的な関わりが大切と考え、すでに話し合いの場を持ち、お互いの行事への参加など、地域の実態に応じた取組を進めています。各幼稚園・保育所と小学校との連携については、地理的な課題もあり進捗状況が違うため、それぞれの現状の段階に応じ、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続のための『接続カリキュラムリーフレット』を十分活用して進めていきます。併せて、幼稚園・保育所と小学校の合同研修会も開催します。

## 2. 取組の体系

【基本理念】「子どもと大人が感動とよろこびを共有できるまちづくり」

### 1 「子どもの最善の利益」が実現されるまちづくり

- |               |                    |
|---------------|--------------------|
| ①保育園等の充実      | ⑤障がい児支援施設・サービスの充実  |
| ②幼稚園、学校教育等の充実 | ⑥要支援児童保育・特別支援教育の充実 |
| ③多様な保育サービスの提供 | ⑦地域における子育て支援の充実    |
| ④学童保育の充実      |                    |

### 2 子どもの健やかな育ちを保障するまちづくり

- |                    |                  |
|--------------------|------------------|
| ①ひとり親家庭・生活困窮家庭への支援 | ⑥幼いころからの人権学習の推進  |
| ②障がい児のいる家庭への支援     | ⑦乳幼児の健康の推進       |
| ③障がい児への支援の充実       | ⑧医療機関との連携        |
| ④青少年の心のケア          | ⑨医療費支援制度の充実      |
| ⑤児童虐待の防止           | ⑩青少年を取り巻く生活環境の浄化 |

### 3 子育てによるこびや生きがいを感じるまちづくり

- |                           |                          |
|---------------------------|--------------------------|
| ①妊産婦保健・子育て世代包括支援センター事業の充実 | ⑤ワーク・ライフ・バランスの普及啓発       |
| ②不妊治療助成の充実                | ⑥子育てに関する情報提供の充実          |
| ③男女共同参画の推進                | ⑦からだと性、家庭生活に関する知識習得機会の充実 |
| ④家庭での役割分担の見直し             |                          |

### 4 協働による子育て支援

- ①ゆとりある就労環境整備に向けた啓発
- ②子育てサークル等への支援充実
- ③家庭・学校・地域の連携強化
- ④ファミリー・サポート・センターの充実
- ⑤地域活動の促進と充実<各種教室や親子ふれあい事業の充実>
- ⑥地域活動の促進と充実<スポーツ・レクリエーション活動>
- ⑦公共機関や民間事業所等への啓発
- ⑧子育てに優しい生活環境づくり



